

(案)

宮代町建築物耐震改修促進計画

【令和 8 年度～令和 12 年度】

令和 8 年 3 月改定

宮 代 町

目 次

第1章 はじめに

1 計画の概要	1
2 宮代町の被害想定及び地域防災計画等との関連性	3
3 計画の期間	5
4 対象区域及び対象建築物	5

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化	7
2 多数の者が利用する建築物の耐震化	8

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針	10
2 具体的な施策	10

第4章 耐震化の促進に向けた体制

1 自主防災組織との連携・協力	14
2 耐震診断士・耐震改修工事店の登録制	14
3 彩の国既存建築物対策協議会	14

資 料 編

資料1 多数の者が利用する町有建築物	16
資料2 資料1以外の町有建築物	17
資料3 緊急輸送道路	19

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画の目的

宮代町建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものです。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された旧耐震基準の建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の被害を最小限に止め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は、表1のとおりです。

■表1 本計画策定に係る主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成16年10月	新潟県中越沖地震	最大震度6強
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という。)	国の基本方針に基づき、都道府県及び市町村は地域の実情に即した耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成20年12月	宮代町建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される。
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化等、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成26年3月	宮代町地域防災計画改正	町の減災目標の設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標が明示される。
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標が明示される。
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95%
平成28年3月	改定宮代町耐震改修促進計画策定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物100%
平成28年4月	熊本地震	最大震度7

平成 30 年 3 月	宮代町地域防災計画改正	町の減災目標の設定
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標が明示される。
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務化
令和元年 7 月	埼玉県耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 2 年 3 月	改定宮代町耐震改修促進計画に追記	ブロック塀等の安全確保に関する経過措置を追記
令和 3 年 3 月	埼玉県耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間おおむね解消
令和 3 年 3 月	宮代町耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 町有 100%達成、民間 100%
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示 通学路等の沿道のブロック塀の実態把握及び耐震診断義務付けを検討すべきことを明確化
令和 4 年 5 月	宮代町地域防災計画改訂	町の減災目標の設定
令和 6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震	最大震度 7
令和 6 年 10 月	宮代町地域防災計画一部改訂	災害廃棄物等に関する内容の見直し
令和 7 年 7 月	国の基本方針の改正	令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示
令和 8 年 1 月	宮代町地域防災計画一部改訂	避難所位置

2 宮代町の被害想定及び地域防災計画等との関連性

(1) 宮代町の地震環境

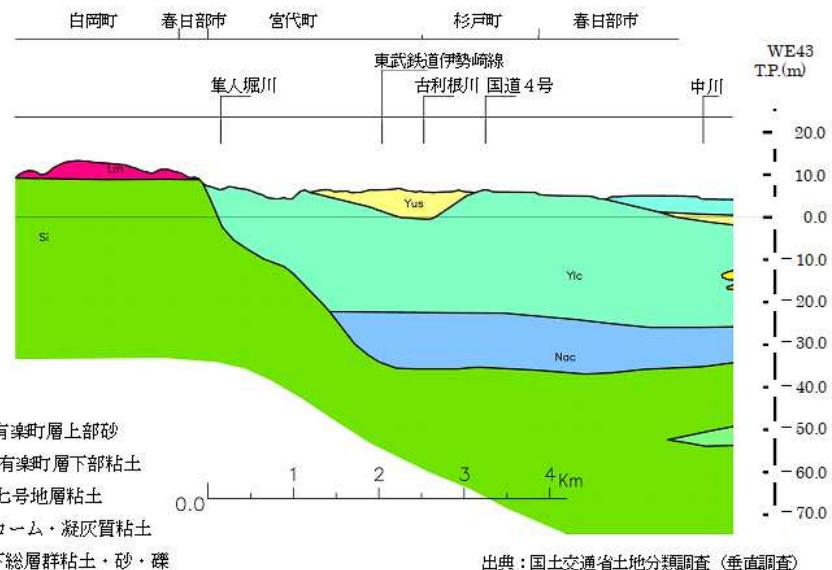
関東平野のほぼ中央に位置する宮代町は、地質時代から現在まで継続して沈降傾向にあり、比較的安定した地盤である洪積台地と相対的に軟弱な地盤である沖積低地がほとんど高さの差がない位置に分布しています。

地震時に総じて揺れやすい沖積低地でも、宮代町周辺では表層に砂層が厚く分布する地域、浅所に埋没段丘（地盤の沈降により沖積層に被覆され、地表に現れない洪積台地）が分布する地域、近年まで沼沢地が存続し軟弱な泥層からなる地域等が複雑に分布しており、こうした土地の状況により、土地の高低差がほとんどない範囲でも、地震時には揺れの程度が大きく異なる可能性があります。

このため、地域への地震の影響を判断するためには、町内の詳細な地盤条件をできる限り正確に把握することが必要となります。

なお、1923年（大正12年）に発生した関東大地震における住宅の被害は、旧百間村で67棟（村全体の約12%）、旧須賀村で178棟（同28%）と、低地の占める割合の高い旧須賀村での被害の割合が高くなっています。また、旧百間村東部の吉利根川付近では、地盤の液状化が観測されています。

■図1 宮代町南部の地盤（東西断面）



(2) 宮代町の被害想定

埼玉県では、過去の地震の経験や地震環境を考慮して、平成26年3月に「埼玉県地震被害想定調査」を行っています。

この調査結果をもとに、想定地震と想定被害を抜粋し、被害状況等をまとめると、宮代町では茨城県南部地震による被害が一番大きくなっています。

■表2 被害の想定状況

想定地震	地震の規模	今後30年以内の地震発生率	地震のタイプ
東京湾北部地震	M7.3	70%	海溝型地震
茨城県南部地震	M7.3	70%	
元禄型関東地震	M8.2	0%	
関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	0.008%以下	活断層型地震
立川断層帯地震	M7.4	2%以下	

■図2 断層等の位置図



■表3 宮代町での被害予測 (単位:棟)

想定地震	想定震度	全棟数(A)	揺れや液状化による被害(B)					A-B
			全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)	計	
東京湾北部地震	5強	13,350	8	0.06	22	0.16	30	13,320
茨城県南部地震	6弱		79	0.59	275	2.06	354	12,996
元禄型関東地震	5強		4	0.03	8	0.06	12	13,338
関東平野北西縁断層帯地震(南)	6弱		47	0.35	377	2.82	424	12,926
立川断層帯地震(北)	5弱		0	0.00	0	0.00	0	13,350

出典:埼玉県地震被害想定調査(平成26年3月)

(3) 宮代町地域防災計画と本計画との関連性

宮代町では、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、宮代町地域防災計画(令和4年5月改訂)を定め、第2編災害予防対策編、第1章基本方針において「昭和56年以前に建築された専用住宅等については、防災意識の向上と安全な住宅

の整備を目指し、耐震診断、耐震改修工事に関する補助制度を活用した支援と啓発活動を積極的に行っていく。」としています。

このことを踏まえ本計画においての建築物の耐震化の目標を設定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、耐震化の状況や社会情勢等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、宮代町全域とします。

また、本計画に基づき耐震化を促進する建築物は、旧耐震基準で建築された町内全ての建築物とします。特に「住宅」及び表4に掲げる「多数の者が利用する建築物」については、重点的に耐震化を促進します。

■表4 多数の者が利用する建築物

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500m ²
	小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000m ²
	学校(小学校等以外の学校)		
病院、診療所	病院、診療所		
劇場、集会所等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 卸売市場	3階	1,000m ²
ホテル、旅館等	ホテル、旅館		
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		
社会福祉施設等	保育所 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	500m ² 1,000m ²
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物		
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000m ²
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 博物館、美術館、図書館 理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの) 事務所 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1階 3階	1,000m ² 1,000m ²

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化については、埼玉県と宮代町の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動等により、耐震化の促進を図ってきました。

住宅・土地統計調査等をもとに近年の耐震化率※を算出すると、表5のとおり推計されます。

■表5 住宅の耐震化の推移

(単位:戸)

住 宅	a (= b + c)	昭和56年5月までの 旧耐震基準の住宅		昭和56年6 月以降の新耐 震基準の住宅 d	計 (= a + d)	耐震化率 (%) f (= (c + d) / e)
		耐震性なし b	耐震性あり c			
平成30年 3月31日	3,000	2,448	552	10,590	13,590	82%
令和5年 3月31日	2,620	1,991	629	11,620	14,240	86%
令和7年 3月31日	2,468	1,809	659	11,762	14,230	87%
令和8年 3月31日	2,392	1,717	675	11,910	14,302	88%

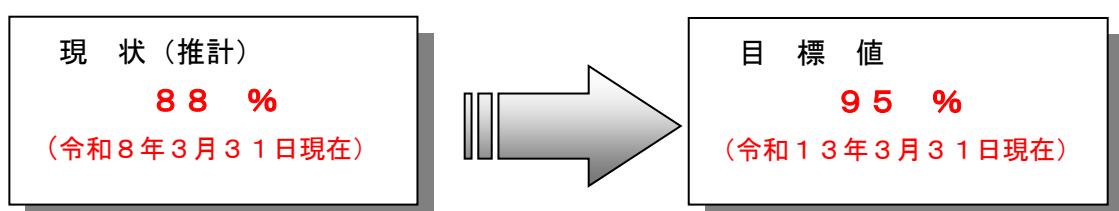
※ 耐震化率

昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された旧耐震基準の建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

令和7年、令和8年の耐震化率については、令和5年住宅・土地統計調査をもとに推計値を算出

(2) 住宅の耐震化の目標

住宅については、国土交通省が設置した専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の提言を踏まえて、令和12年度末（令和13年3月31日）の住宅の耐震化率の目標値を95%とします。



2 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、埼玉県と宮代町で連携し、町有建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきました。

(1) 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物の耐震化については、地震発生時の避難場所等で応急活動の拠点となるため、宮代町が計画的に耐震化に取り組み、耐震化を完了しています。

令和2年度末の用途別の耐震化状況は、表6のとおりです。

■表6 令和2年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（町有建築物）

（単位：棟）

施設区分	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物		昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計 (= a + d)	耐震化率 (%) (= (c + d) / e)
	a (= b + c)	b 耐震性 なし	c 耐震性 あり		
学校等	10	0	10	7	17 100%
病院・診療所	-	-	-	1	1 100%
劇場・集会場等	-	-	-	-	-
店舗	-	-	-	-	-
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	-	-	-	-	-
社会福祉施設等	-	-	-	-	-
消防庁舎	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	3	3 100%
計	10	0	10	11	21 100%

注) 「その他」には、体育館（学校の体育館を除く。）及び図書館を掲載しています。

(2) 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物については、耐震化率100%が達成されています。

今後は、施設点検等の実施により適切な維持管理に努めます。

(3) 民間建築物の耐震化の現状

民間建築物の耐震化については、埼玉県の支援制度により耐震化の促進を図ってきました。

令和6年度末の用途別の耐震化状況は、表7のとおりです。

■表7 令和6年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

(単位：棟)

施設区分	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物 d	計 (= a + d)	耐震化率 (%) f (= (c + d) / e)
	a (= b + c)	耐震性 なし b	耐震性 あり c			
学校等	2		2	18	20	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	1	—	1	18	19	100%
社会福祉施設等	—	—	—	6	6	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	3	0	3	42	45	100%

注) 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていないものは、「耐震性なし」

(4) 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物については、耐震化率100%が達成されています。

今後は、埼玉県と連携・協力し、施設点検等の実施により適切な維持管理に関し、指導助言に努めます。

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進していくためには、その所有者等が地震防災対策を自らの問題として捉え、意識して取り組むことが重要です。

宮代町では、住宅・建築物の耐震化の促進によって、町全体として地震に強いまちづくりの推進につなげていくため、国及び埼玉県の支援措置等を積極的に活用しながら、計画的に耐震化を促進していくことを基本とします。

2 具体的な施策

(1) 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、住民に身近な町による取組が特に重要であることから、埼玉県と町における適切な役割分担のもと、連携して住宅の耐震化に努めます。

- ・補助制度

住宅（多数の者が利用する建築物を除く。）の耐震化を促進するため、耐震に関する国及び埼玉県の補助制度を最大限に活用するとともに、旧耐震基準の建築物に対する耐震診断や耐震改修工事等に係る町の補助制度に基づき、所有者の費用負担の軽減に努めます。

- ・耐震改修促進税制の周知・啓発活動

一定の条件を満たす住宅の耐震改修工事等に対する所得税の特別控除や固定資産税の減額措置等に関する各種の情報を町ホームページに掲載し、インターネットを活用した情報提供に努めます。

- ・相談窓口の設置

建築物の所有者が安心して耐震診断や耐震改修工事等を実施できるように、耐震に関する相談窓口を設置し、国、埼玉県及び町の支援策や税の控除措置等についての情報提供を行います。

- ・リーフレット、広報紙、回覧板及びホームページ等を活用した情報提供

耐震診断、耐震改修工事及び耐震税制等に関するPR用リーフレットや補助制度を掲載した広報紙、回覧板により、耐震化の重要性に対する住民意識の向上に努めます。

また、本計画や地震ハザードマップその他耐震に関する各種の情報を町ホームページに掲載し、インターネットを活用した情報提供に努めます。

- ・周知・啓発活動

町の防災訓練等の各種イベント開催時には、耐震化に関するPR用リーフレットの配布やパネル展示等、防災対策と合わせた耐震化の重要性を周知することにより、啓発活動に努めます

- ・宮代町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

毎年度、耐震化促進事業の具体的取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

- ・関係団体等との連携・協力

住宅のリフォームやバリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも効率的で費用も押さえられることから、関係団体等と連携・協力して、リフォーム工事時に、併せて耐震改修工事を行うように啓発・誘導していきます。

特に、バリアフリーリフォームに関しては、高齢者の身近な相談相手であるとともに専門的な知識を有する介護ヘルパー等の協力が得られるように、福祉部門との連携を図ります。

(2) 町有建築物の適正管理

町有建築物は、地震が発生した場合には災害対策本部の設置や避難場所等として使用され、災害対策を推進していく上で重要な施設です。

宮代町では、計画的に耐震化に取り組み、多くの者が利用する町有建築物の耐震化を完了しています。

今後は、施設点検等の実施により適切な維持管理に努めます。

(3) 民間建築物の耐震化の促進に関する取組

民有建築物についても、多くの者が利用する建築物については、地震が発生した場合は大きな被害が想定されることから、耐震診断や耐震改修工事等が進められるよう、意識啓発や情報提供の充実に努めています。

また、耐震改修促進法に基づく指導・助言についても、埼玉県と連携・協力しながら、埼玉県建築物耐震改修等事業制度を活用し、建築物の耐震化を図ります。

(4) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物が倒壊することによって、道路の機能が妨げられることがないように、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があります。

特に、埼玉県で定める緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、これらの道路に敷地が接する特定建築物についても、耐震化を促進していきます。

(5) その他の安全対策

- ・宮代町ハザードマップによる防災意識啓発

地震による危険性の程度等の防災情報を記載した宮代町ハザードマップにより、大きな被害をもたらす地震から人命・財産を守るための防災意識を向上させ、自主防災活動の強化等を通じて、地震に強い環境・地域づくりを目指します。

また、想定される地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化等、居住地域の災害危険度を点検するための資料として活用していきます。

・減災・防災をテーマとした講演会・講習会の開催

埼玉県及び関係団体と連携して減災・防災に関する講演会等を開催し、減災・防災に関する知識の普及・啓発に努めます。

・落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、看板等の建築物の外装材の損壊・落下による被害が発生します。

そのため、地震時の建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、落下防止対策の普及啓発に努めます。

・ブロック塀等の安全対策

地震時にはブロック塀等の倒壊による道路等の閉塞による避難の遅れや死傷事故等が想定されます。

そのため、自主防災組織等と連携・協力して、危険箇所を特定していきます。

また、道路等に面して設置されている倒壊の危険性のあるブロック塀等の所有者に対して、倒壊防止対策の普及啓発に努めるとともに、ブロック塀等撤去における所有者負担を軽減するため、補助事業による支援を行い、安全点検、安全確保を促進していきます。

※道路等・・・道路法に規定する道路並びに公園及び広場

・エレベーターの地震対策

地震発生時にエレベーターが緊急停止し、利用者が長時間にわたって閉じこめられる被害が発生しています。

そのため、埼玉県及び関係団体と連携して、既設エレベーターに対する安全性の周知と安全装置の設置を促進していきます。

・家具の転倒防止対策

地震による建築物の被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によるケガや避難の遅れ等による人的被害が起きています。

家具の固定や部屋の落下物の確認は、誰もがすぐに取り組むことができる地震対策です。

そのため、ホームページや広報紙等に家具の転倒防止対策に関する情報を掲載するとともに、防災出前講座等を活用した啓発活動を行い、被災時の被害拡大の防止を図ります。

- ・**地震保険加入による所得控除の周知**

地震災害による損失への備えに係る住民の自助努力の支援を目的として、地震保険料控除による所得控除制度が設けられているため、税制の周知に努めます。

- ・**耐震シェルター等の設置に関する補助**

耐震改修工事が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命にかかる被害が生じることが考えられます。

そのため、地震発生時に建築物の倒壊から居住者の命を守るための耐震シェルターや防災ベッドの設置等に対して、補助事業による支援を行い、人的被害の軽減を図ります。

第4章 耐震化の促進に向けた体制

1 自主防災組織との連携・協力

危機・災害発生時に市民が結集して地域で活動できるように、自主防災組織の育成や民間企業の協力体制の強化に努めます。

また、自主防災組織の強化のため、防災マスター講座等を開催し、地域活動リーダーとなり得る人材の育成に努めます。

2 耐震診断士・耐震改修工事店の登録制

住民が安心して耐震化に取り組めるように、耐震に関する身近な相談役として、耐震診断士・耐震改修工事店の登録名簿を公開します。

また、耐震診断士・耐震改修工事店の知識と経験を生かして、効率的かつ効果的な耐震化が図れるように、連携・協力して耐震化に取り組みます。

3 彩の国既存建築物地震対策協議会

埼玉県及び建築関係団体で構成する「彩の国既存建築物対策協議会」を通じて、会員相互の綿密な連携のもとに建築物の耐震化の促進を図ります。

資料編

資料1：多数の者が利用する町有建築物

資料2：資料1以外の町有建築物

資料3：緊急輸送道路

資料1 多数の者が利用する町有建築物（令和8年3月31日時点）

（1）旧耐震基準

No.	名 称	建築年次	延床面積 (m ²)	耐震診断結果	耐震改修工事
1	須賀小学校	21号棟	S 53	2, 351	不良
2		1, 6号棟	S 37	1, 399	不良
3	笠原小学校	2~11号棟	S 56	2, 855	不良
4		12~14号	S 56	1, 205	耐震性有
5	東小学校	1号棟	S 30	1, 149	不良
6		10号棟	S 46	2, 199	不良
7	百間小学校	2号棟	S 49	3, 259	不良
8	須賀中学校	11, 19号	S 48	4, 332	不良
9	百間中学校	16~23号	S 50	2, 114	不良
10		19号棟	S 53	2, 456	不良

（2）新耐震基準

No.	名 称	建築年次	延床面積 (m ²)
1	須賀小学校	体育館	S 57
2	東小学校	体育館	S 61
3	百間小学校	体育館	S 61
4	須賀中学校	体育館	S 57
5	百間中学校	体育館	S 60
6	前原中学校	1号棟	S 57
7		体育館	S 58
8	六花	H 15	7, 334
9	図書館	H 5	2, 818
10	旧いきがい活動センター	H 2	1, 563
11	ぐるる宮代	H 5	3, 310

資料2 資料1以外の町有建築物（令和8年3月31日時点）

（1）旧耐震基準

No.	名 称		建築年次	延床面積 (m ²)	耐震診断結果	耐震改修工事
1	須賀小学校	15号棟	S 5 1	9 3 1	不良	改修済
2	東小学校	2号棟	S 4 4	7 2 3	不良	改修済
3	百間小学校	1号棟	S 3 8	8 4 8	不良	改修済
4		10号棟	S 5 4	9 4 8	不良	改修済
5		13号棟	S 5 5	9 5	不良	改修済
6	百間中学校	3号棟	S 3 9	5 9 4	不良	改修済
7	百間公民館		S 4 4	4 3 1	不良	改修済
8	川端公民館		S 4 6	3 5 6	不良	改修済
9	和戸公民館		S 5 4	4 3 7	不良	改修済
10	進修館		S 5 5	2, 9 5 5	耐震性有	—
11	旧第1浄水場		S 4 5	1 7 9	耐震性有	—
12	第2浄水場		S 4 8	2 7 2	耐震性有	—

（2）新耐震基準

No.	名 称		建築年次	延床面積 (m ²)
1	須賀小学校	29号棟	H 2	1 9 5
2		30号棟	H 2	1 4 9
3	東小学校	26号棟	H 2	2 3 9
4		29号棟	R 2	4 5 5
5	百間小学校	16号棟	S 5 9	3 1 8
6		20号棟	H 2	2 5 9
7	須賀中学校	26号棟	H 4	1 7 2
8	百間中学校	28号棟	H 5	1 3 1
9	学校給食センター		H 2	1, 3 5 5
10	役場庁舎		H 1 7	4, 2 2 9
11	旧庁舎福祉課棟		H 1 1	3 3 9
12	保健センター		S 6 0	1, 3 4 6
13	旧福祉作業所ひまわりの家		H 2	2 3 6
14	国納保育園		H 1 1	1, 1 2 9
15	みやしろ保育園		H 1 5	1, 5 1 6
16	ふじ第二児童クラブ		R 4	3 6 3
17	郷土資料館		H 4	1, 1 1 8

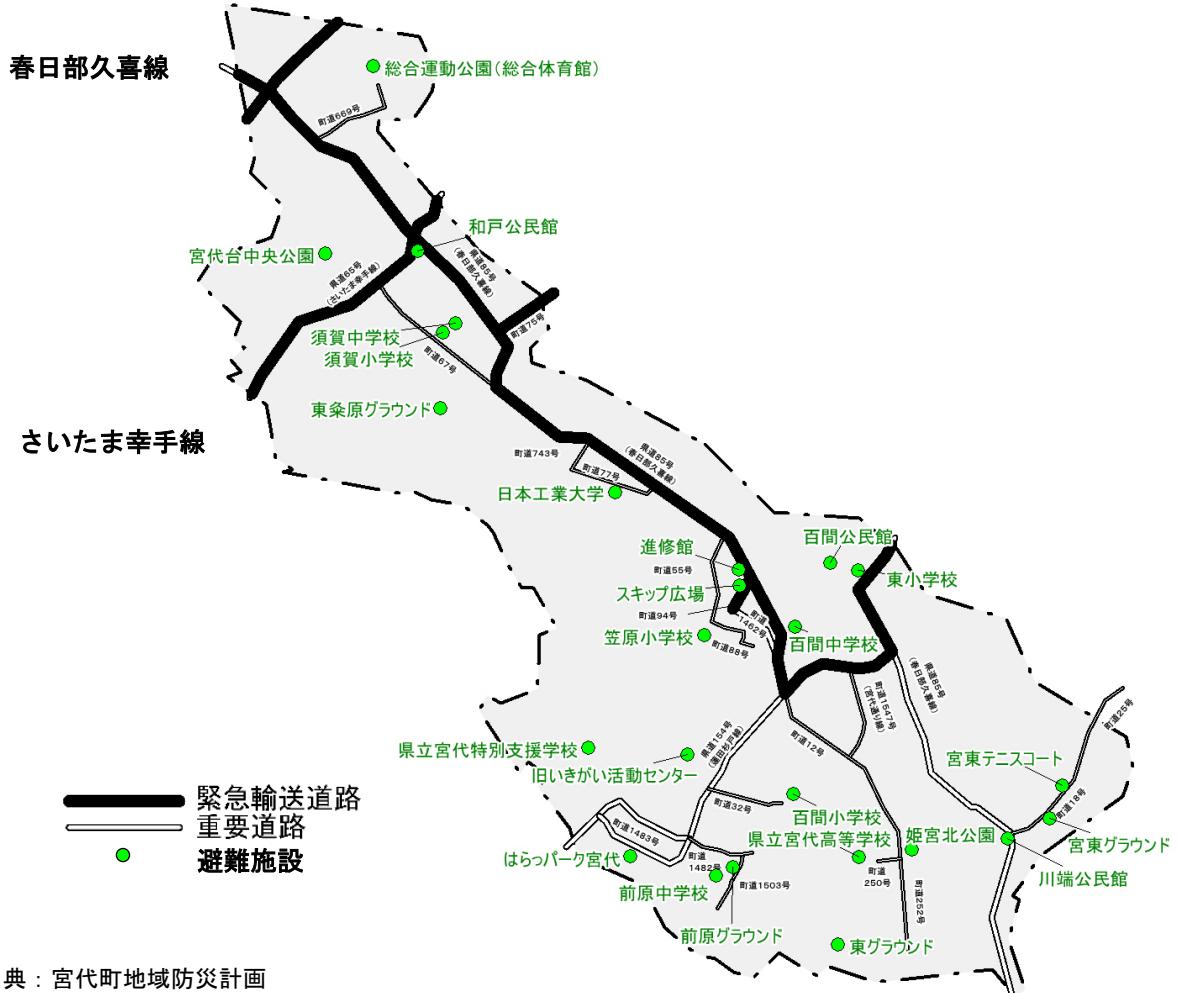
1 8	旧ふれ愛センター	H 2	1, 3 4 0
1 9	上下水道事務所	H 1 1	1 6 4
2 0	宮東配水場管理棟	H 2 4	4 2 1
2 1	公共下水道第1中継ポンプ場	H 3	1, 3 6 1
2 2	公共下水道第2中継ポンプ場	H 3	1 9 7
2 3	西条原地区農業集落排水処理場	H 1 7	2 2 9
2 4	新しい村（森の市場結等）	H 1 3	5 2 8
2 5	新しい村（農の家）	H 1 4	1 2 3
2 6	新しい村（育苗施設）	H 1 4	4 8 4
2 7	新しい村（村の集会所）	H 2 4	1 9 9
2 8	はらっパーク（管理棟）	H 1 3	2 5 6
2 9	旧中島出張所	H 7	1 2 9
3 0	沖の山集会所	H 2 1	1 2 7
3 1	消防団小屋（第1分団）	H元	9 0
3 2	消防団小屋（第2分団）	R元	9 0
3 3	消防団小屋（第3分団）	R 3	8 3
3 4	消防団小屋（第4分団）	S 6 3	9 0
3 5	消防団小屋（第5分団）	H 2	9 0
3 6	消防団小屋（第6分団）	H 3 0	8 4

資料3 緊急輸送道路

(1) 宮代町の緊急輸送道路

道路種別等		緊急輸送道路の選定理由
県道	65号線	第2次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）
	85号線	第2次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）
	154号線	第2次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）
町道	75号線	県道85号線から国道4号へのアクセス道路
	94号線	県道85号線から役場、進修館

(2) 宮代町の緊急輸送道路図



出典：宮代町地域防災計画